参考文献２

愛知の民家

・建築と生活・

加藤家住宅

加藤惣一

所在：愛知郡長久手町岩作字石田４番地
形式：入母屋平入、茅葺鉄板覆、鳥居建、農家
規模：桁行８間・梁間４間半
年代：当初18世紀中期、明治24年瀬戸市品野から移築

加藤家は、長湫古戦場から北に４kmの長久手町の中心地に近い位置にある。代々農業を営んでいるが、明治24年の濃尾大震災によって旧宅が倒壊し、現在地から北11kmの瀬戸市品野（旧品野村）の農家を移築して今日にいたっている。尾張地方の農家は江戸時代いらい、鳥居建形式の構えであったから、いずれの地域に移築しても住生活に変化をきたすことはなかった。

現状の間取図に示すように、広い「にわ」と「四間取」の居室が明治24年の移築時に生れた間取りである。移築前の構えは、間取りや規模が現状とかなり異っていた。復原間取りのように『広間三間取』の構えとなり、規模も桁行が半間、梁間は１間と現状より小さいことが分かる。炊事場や風呂場が増設されたのは昭和戦後のことである。現状間取りの特徴は、「まや」を当初のままにして、これに床を張って部屋としている。居室を四間取りに改め、「ざしき」に仏壇・とこを付け、「なんど」に押入れを採用している。柱間装置では、入口の大戸や「だいどこ・ざしき・かって」の外側に土や板の袖壁が残り、余分な柱を除去しながら江戸時代形式の袖壁をみることができる。また、正面に瓦庇の孫下屋をつけ、土庇として使用する古い形態を知ることができる。

架構造は鳥居建形式であって、古い架構の骨組み（軸組）が残り、新しい間取りに対応した架構への過程を知ることのできる貴重な農家である。

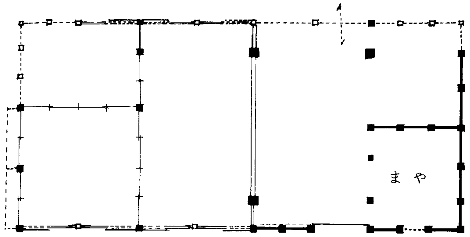

復原平面図

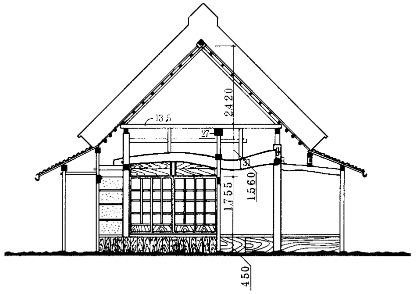

居室とにわ境断面図

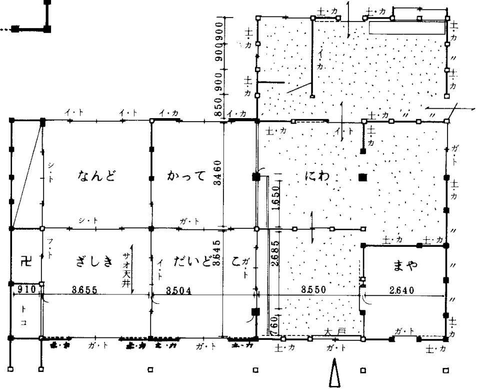

現状平面図

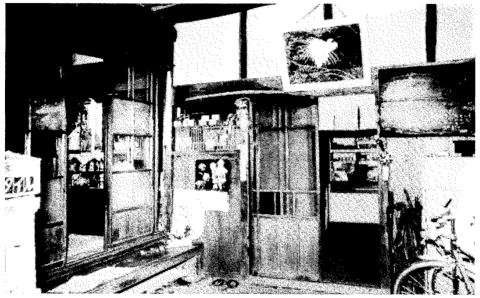

だいどこ・にわ境

「にわ」中央の仕切りは、明治の移築時に付設して前後に区切りしている。また、「だいどこ」と「にわ」境も開放から建具を入れて部屋としている。

かって・にわ境

「にわ」と「かって」境は、当初の開放のままで、下屋を１間に拡張して中央に当初の上屋柱を残したままになっている。

編集後記

長年の調査・記録をまとめて、単に写真集ぐらいの軽い考えで出発したのであるが、いざ、一冊にまとめて出版するとなると、実に多くの問題に直面し、作業は甚だ難渋して進展せず、本当に出版できるかと途中で挫折寸前にまでになりました。

当初は愛知建築士会創立30周年記念として、昭和57年7月に発刊する予定でありましたが、心ならずも今日まで延引してしまいました。また、建築士会員をはじめ多くの皆様から出版について知言を頂戴しました。委員会一同、心から深謝申し上げる次第です。

調査や記録をまとめるにあたって、市町村の各機関・民家所有者・居住者の絶大なる理解とご協力をいただきました。その他多くの皆様にご指導とお力添をいただき、心から深謝申し上げます。

なお、本集録の民家は、その多くは現在なお生活の場であって、居住者の生活環境を大切にしてほしいものです。特に写真や見学については、必ず許可を得るようにお願いします。

調査、記録に関係した歴代担当理事、委員長及び委員構成

担当理事	委員長	委　員	解説主査	協力者
五十嵐　昇	楢原　敏彦	楢原　敏彦	川村　力男	名城大学建築史研究室
佐久間達二	中井　照博	佐藤佐太郎		昭和41年以降歴代学生
岩城　誠作	眞野　純夫	中井　照博		諸君
安井　辰夫	安井　辰夫	税田　公道		
中島　一	加藤　鉦一	伊藤　栄蔵		
宮崎　辰敬		五十嵐　昇		
		岩城　誠作		
		加藤　鉦一		
		川村　力男		
		安井　辰夫		
		丸藻　伸一		
		佐久間達二		
		伊藤　正蔵		

愛知の民家

昭和59年4月　　定価5,800円

編集者　愛知建築士会民家調査特別委員会

発行者　社団法人　愛知建築士会

名古屋市中区栄4丁目3番26号

TEL〈052〉261－1451(代)

制作　丸善㈱名古屋支店

出版サービスセンター

名古屋市中区栄3丁目2番7号

TEL〈052〉261－2251(代)

長久手町史（資料編三の第５章「建築物」）（抜粋）

どく邪魔になる。それともう一つは、この土間に沿った大きい部屋は開放的で、土間と一体になっているから、農作業をするには便利であったであろうが、風通しが良すぎて、不都合なので、やがて田の字形の四間取りの平面が普及してくると、この長い室を二分して、区切るように改造したものが極めて多く、そうなれば、この間仕切の通りに柱を立てることによって、この邪魔になる柱を抜くことも考えられてきた。新しく建てる家では、その柱が次々なくされて、各室境に残らないで、その数が減っていくこととなった。しかし、この柱は古い姿を残すことであるため、かなり後まで、入口を入った土間と、室の境の外から半間の所とか、裏口から一間入った所の柱などが残ることとなった。この二本の太い柱上部には大梁が渡され、一見して鳥居に似ているので、これを鳥居建て構造と呼ぶ。ここに立つ鳥居柱は古い家では入口土間と厩境や、勝手土間内部、或いは、勝手・納戸境にも立てるものがある。

しかし、こうした古い形式は次第に影が薄くなって、元来そうした形式を備えたものも、現在ではほとんど改造されて、四間取りになっており、注意して観察しないと、原形がわからない程である。従って明治以降に新築したものともなると、田の字形四間取りをとることになるが、それでも土間に沿う前の室である「だいどこ」には、土間との境に建具が入っても、勝手には建具を入れずに、開放されるのが普通であった。やがて前面の縁の外に雨戸を引いて、戸袋を設けるようになると、全面に障子を立てることになり、室内も段々明くなる。そして、座敷には、座敷風に棹縁天井を張ったり、長押を入れる例も現われた。少し大きい家になると、四間取りでなく六間取りのものが出現し、六間の中の二間の見付幅は一間半となり、その表側が仏間にされることもよくある風習である。

町家は街路沿いに建つので、間口が狭くなる場合が多く、農家のような広い土間はとれない。それでも「くど」はこの土間の奥に造られるので、排煙のため、二階建てにされてもここでは二階の屋根裏まで開放することとなる。しかし、本町に残る町家はこうした型を外れたもののみであるから、一般的記述は省略するが、室は土間沿いの室と奥の室の二列になることが多く、前後には店の他に二室をとるのが多い。間口の狭い家では、室が土間ぞいに一列しか造られず、前後には三室となるものが多い。

また、農家の屋敷で、大きい格式のある家になると、道路沿いに長屋門を建て、主屋との間に庭を取り、主屋に続いて別棟の客座敷を備えるものもある。この座敷は平素家人は使用せず、身分の高い客を招くときに使用された。そしてここには床・棚などが設けられた。背面などには土蔵や納屋が造られる。本町にはそれを超えた大邸宅は残存しないので、記述は省略するが、長屋門をもち、庭をへだてた所に六間取りの住居を建て、別棟の座敷や蔵を構える例は存在する。

加藤建夫住宅　大字岩作字石田四　図八—一・二・三　写真八

加藤宅は、現在の戸主建夫の曽祖父平左衛門が、明治二四年の濃尾地震後に、瀬戸の品野村にあった家を移築したものといい、移築前の建立年代は、その形式からみて、一八世紀中期まで遡るとみられ、本町では最も古い民家である。

主屋は、この地方の古い農家の平面形式にみられる「広間のある三間取り」を採っている。これは横に長い平入りの建物で、東約半分を土間、この西に表から裏まで通る広間（板間）、更にその西に二室を前後に並べた間取りとする。構造は「鳥居建て」といわ

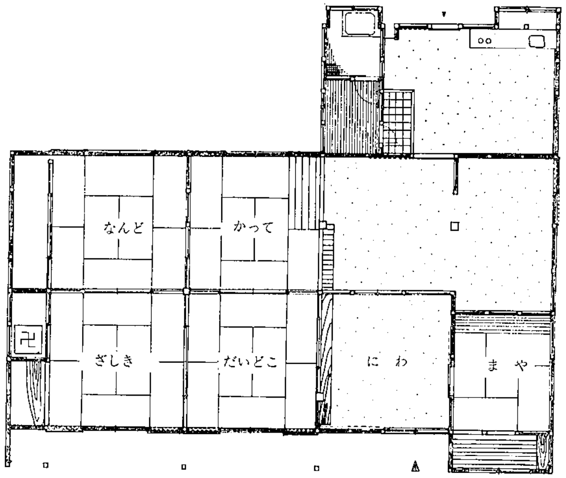

八—一　加藤建夫住宅平面図

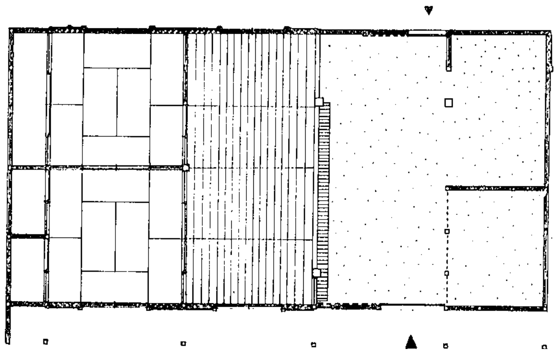

八—二　加藤建夫住宅復原平面図

れるもので、建物の身舎の前後を柱で支える古い形式で、土間・広間境に身舎の梁間を二間半にとった、二本の太い身舎柱を立て、この上に二重の野梁を渡し、下を開放にしたもので、この形が鳥居に似ているために「鳥居建て」と呼ばれ、この二本の太い柱を鳥居柱と呼んでいる。この鳥居柱は、古いものではこの他に土間・厩境や広間・室境にも立てられ、本町でもこうした民家例が数棟みられる。この加藤宅でも厩・土間境後方に、一本の太い柱が残り、都合三本の鳥居柱が立つ。

現在の主屋は、入母屋造り、茅葺き(トタン張り)、南面建ち。間口八間、奥行四間の横長の建物で、周囲に幅半間強の瓦葺きの庇を廻らして、前面を土庇とし、土間背面に炊事場を出すが、いずれも後世付加したもので、当初は茅葺屋根を延ばしただけのもので、前後の一間が庇となり、前面の土庇を含む奥行は四間半であった。正面では、東端より一間半から二間半までを入口とし、内部には一間の旧大戸を引く。また、室部分の戸締りは、いずれも実長二間の柱間の両脇半間に、外寄りの白漆喰壁を入れ、内側に各板戸一枚と障子一枚を入れる古い形式を残す。

内部は、東妻から西三間半を土間、その西の旧広間は、現在八畳二室に分けられ、前方を「だいどこ」、後方を「かって」と呼び、この西に続く二室を「ざしき」・「なんど」と呼ぶ。土間は一般に「にわ」というが、現在は入口を入った二間四方を仕切って、「前にわ」を造り、この東に四畳半強の室、この奥には「勝手にわ」を造る。しか

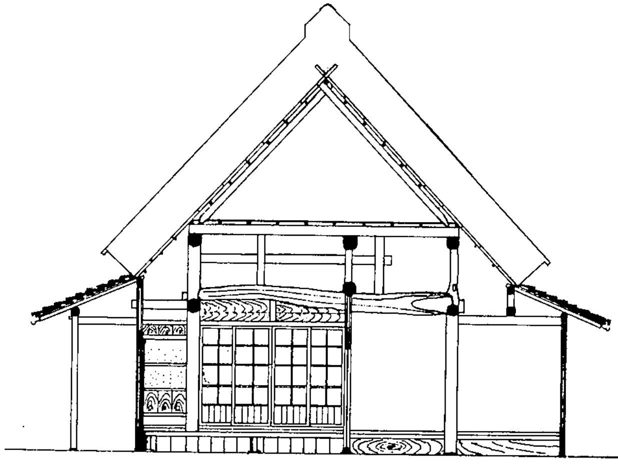

八-三　加藤建夫住宅断面図

し、「広間のある三間取り」当時は、このような間仕切りはなく、入口から勝手までを広い「にわ」とし、四畳半強の室部分には、元は厩を設けた。この厩は、古い農家では前土間の妻寄りを囲って、牛馬を屋内で飼ったためのもので、本町の農家でもここに厩を設けていたものが多く、ここを「まや」と呼んで、明治以降の農家にもその名残がみられる。また「にわ」の上部では梁組を見せるものが一般的で、これは建物を立派に見せるにも役立ったが、竈で焚いた煙を屋根上部から出す目的があった。

ここでも「にわ」上部には、旧広間と「にわ」境の鳥居柱上の野梁には、二本の鳥居柱上と、その手前の鳥居柱の奥一間半の三か所に、桁行の梁を渡し、各梁上には束を立て、更に平行する桁行の梁を通す。そして、この上部梁行(前後方向)に、鳥居建ての上屋梁とそれに平行する梁を、二間を三分する位置に渡して、上に竹の簀子天井を張る。また、この梁上には叉首と呼ばれる梁と三角形に組んだ丸太を組み、叉首の下端は梁の両端に差し込まれ、茅葺屋根を支える。

室部分は八畳四間とされるが、「だいどこ」では、現在「にわ」との境に硝子戸四枚を入れ、「かって」土間との境にも、差鴨居と硝子戸を入れ、上部に根太天井を張るが、いずれも後補で、元は「にわ」との境は開放され、前土間と「かって」土間との境の間仕切りもなく、現在「かって」に残される竹の簀子天井が、「だいどこ」上部にも張られて、旧広間を造っていた。「ざしき」では、「だいどこ」境に差鴨居を通して帯戸四枚を入れ、旧状をそのまま残すが、西奥の床の間と仏壇を納める押入れは、後世の改造によるもので、元は全部押入れであった。この室の周囲には差鴨居が廻り、長押は用いなかった。また、「なんど」周囲にも差鴨居を廻らし、西側面には押入れを設け、「なんど」・「かって」境の北一間は壁とされ、南一間に建具二枚を入れた。「かって」・「なんど」の北側一間通りは、裏の庇を取り込んだもので、これは「かって」・「にわ」境の鳥居柱から、北背面に向けて繋梁が出され、この梁の中央には束を立て、この束上からは「かって」上部を桁行に横切る梁が渡され、この外半間通りまでは庇の茅葺屋根裏を見せる。恐らく初めは、屋内に取り込まれた一間の庇は、茅葺きの葺き下げられた庇であって、背面の柱はもっと短かかったと察せられる。

参考文献４

長久手市の鳥居建て民家の調査報告書

―加藤建夫家住宅・青山きよ子家住宅―

平成２６年３月

長久手市教育委員会

間三間取り」から「四間取り」へと移行し始める。「四間取り」は「田の字型」とも呼ばれ、当地方では「ダイドコ」、「デイ」、「カッテ」、「ナンド・（オク）」と呼ばれる四室からなる。そして、鳥居柱は室境にあって間仕切りに不便が生じるようになると、鳥居柱は束に変えられ、鳥居柱が担っていた荷重は差鴨居の上の束に伝えられ、鳥居柱は姿を消してゆくことになる。そして、室境には引違の建具が入れられ、各室が開放的な空間とされてゆく。

第４章　結び

長久手市は、愛知県の東部丘陵地帯の一画にあって尾張地方の東端に位置し、東は三河地方の豊田市に接しており、尾張と三河の歴史、文化、伝統を共有し得る地域であったといえる。また、名古屋市の東部に接するため、近年は宅地開発、区画整理、リニアモーターカー開通、万博開催、市制への転換などにより、都市化が急速に進んでいる。しかし、市内には緑豊かな丘陵や多くの田畑・耕作地が残されており、近世から近代に培ってきた農村地域としての面影を今なお残している。そうした市街地の中には農道が数多く残され、それらの一画には旧農家の屋敷構えが残され、わずかに茅葺民家が残されている。

加藤建夫家住宅、青木きよ子家住宅は、市内に残される現存最古の属する民家であり、貴重な文化遺産である。両家の主屋は、いずれも江戸時代後期から末期にかけて建てられた「鳥居建て」形式の建物であり、現在いくつかの改修を受けているが、復元するといずれも「広間三間取り」の平面形式をとり、鳥居建構造を示す太い２本の鳥居柱と大梁を残し、さらに鳥居柱筋には上屋を支える上屋柱を数本残している点が古式であり、両棟は鳥居建構造の発展過程を解明するために貴重な資料となるものである。また、鳥居建構造の建物は、主屋により鳥居柱間（上屋柱間）を１４尺、１５尺、１６尺、１７尺、１８尺、２１尺などのような区分があったとみられ、規模に応じて基本寸法の選択が行われており、加藤家、青山家の主屋はいずれも鳥居柱間を１５尺に取っている点で共通する。なお、加藤家が品野から、青木家が猪子石から主屋を移築しているが、近世から近代にかけて主屋の移築は比較的に多く行われており、そうした経緯もむしろ歴史の一端を知らしめるものであり、これらの学術的、文化的、歴史的な価値を損なうものではない。今後、両家の主屋は、建築学、民俗学的にも貴重な遺産であり、当市の歴史的な文化遺産として所有者と行政が一体となり、大切に保存してゆくことが求められる。

参考文献５

調査業務報告書

－加藤建夫家住宅古民家移設調査業務委託－

平成 29 年 3 月

発注者　　　長久手市

受注者　株式会社　中島工務店

（５）移築検討調査

近年、社会の変化に応じた文化財の保護・活用の方策として、「歴史文化基本構想」が文化庁により示されている。

文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施設を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくことを地方公共団体に提唱したものであり、地域の学生・児童の修学、国際的な観光誘致の観点からも、重要な素材の一つとなり得る。

長久手市においては、『古戦場公園再整備基本計画（案）』が策定され、国指定史跡『長久手古戦場』の歴史的価値を活かし、長久手文化の発信拠点として、様々な用途、多くの人に活用してもらえるような再整備を目指している。

その一つとして、長久手の地における、古代から現代までの居住空間文化の変遷がわかる建造物群の建設を提案したい。その時代の人々が、どのような地理・気候条件のなか、どのような衣装を身に着け、どのような住まいに暮し、どのような生活を送っていたのか。

それらを一所で体験できる施設は全国的に見ても希少であり、長久手文化の発信拠点として注目を集めると思われる。

加藤家住宅は江戸時代後期から今日に至るまで実用されており、長久手の近代を代表する住宅として非常に歴史的価値の高いものであるため、居住空間文化施設の近代ゾーンを担うために移築を推奨したい。

加藤家住宅を移築するにあたり、建物の安全性を確保することが重要である。
本建物は石端建、伝統工法による木造平屋建て、入母屋造、屋根茅葺・庇瓦葺、鳥居建形式の民家であるため、主な耐震要素は土壁である。一般的な耐震診断方法である許容応力度計算法では土壁告示による土壁の再評価があったものの、その壁量評価は依然として低い。

そこで今回は限界耐力計算法、さらに可能であれば時刻歴応答解析を用いた耐震診断を実施し、『重要文化財耐震基礎診断実施要領』による、安全確保水準である大地震時の層間変形角が 1/30 以下となるよう、必要な耐震補強を施しながら復元することで、大地震時に倒壊を免れ、生命に重大な影響を及ぼさない安全性が確保できる。

ただし、上記診断の前提として、基礎がしっかりしていることや、建物の軸組部材が健全で、仕口・継手の緩みがないことなどが挙げられるため、適切な基礎工事と、部材の修補を行う必要がある。さらに、主要軸組部である柱と横架材の仕口の長柄は腐朽・損傷が著しいため、雇柄にて復元する必要がある。

参考文献６

第６次
長久手市総合計画

2019-2028

基本目標 5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪

政策1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進

(1)歴史の次世代への継承

ア 国指定史跡長久手古戦場をはじめとする市内に点在する史跡を保存継承し、古戦場公園一帯を、歴史の学びの場、体験の場、交流の場、フィールドミュージアムの拠点として再整備します。また、市民による公園の管理運営を推進します。

イ ふるさとの景観を残すため、市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用します。

ウ 市内には、多数の古窯が点在しているため、これを保存活用し、次世代に継承します。特に、「丁子田1号窯」および「市ケ洞1号窯」周辺の「ほとぎのさと」を飛鳥時代に想いを馳せることができる地域活動の場として活用します。

エ 本市の伝統文化である棒の手、警固祭り等の大切な文化財の保存、継承を通して、市民の交流を広げるとともに、市内にある物語や伝承を記録し、地域に伝わる民俗芸能の保存活動を推進します。

オ 本市の郷土史や行政史に関する図書資料等を収集、保存して次世代に伝えます。収集した図書資料等は、情報提供や調査援助（レファレンスサービス）を行って有効活用できるよう取り組みます。

(2)文化芸術による交流

ア 文化の家を拠点として、市全域で文化芸術の分野と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野を連携させることで、地域社会の支え合いやコミュニティの絆づくり等に文化芸術を生かす仕組みや環境づくりに取り組みます。

イ 質の高い芸術鑑賞や、市民の主体的な文化芸術活動の支援、地元の資源を活用した大学連携や創造スタッフ・地元アーティストとの協働等、芸術を身近に感じることができる取組を積極的に展開することで、本市に暮らすことが誇りに思えるようなアートのまちづくりを推進します。

ウ 年齢・性別・国籍・社会的状況等に関わらず、あらゆる市民が、身近な場所で、様々なジャンルや形態の文化芸術に触れ、体験することができる環境の充実を図ります。

参考文献７

文化財古民家詳細調査業務委託成果報告書

（旧加藤家住宅 ）

令和２年３月

長 久 手 市

4　整備費用（概算）

古民家（旧加藤家）保存修理／新築工事比較表（税込）　令和２年３月			
	保存修理案	歴史的価値を活かす新築案	歴史的価値を活かす新築案
	現　位　置	現　位　置	公　用　地
	文化財保存修理 （１）	新築（鳥居建て活用） （２）	新築（鳥居建て活用） （３）
解体工事	24,400,000 円 (敷地排水含む)	22,400,000 円 (敷地排水含む)	18,050,000 円 (敷地排水含まない)
建築工事	124,540,000 円 (鉄板養生含まない) (3,193,000 円/坪)	72,090,000 円 (鉄板養生含む) (1,848,000 円/坪)	68,300,000 円 (鉄板養生含まない) (1,751,000 円/坪)
(小計)	148,940,000 円	94,490,000 円	86,350,000 円
用地費用	780 ㎡（236 坪） 約 1.3 億円 (55 万円/坪)	780 ㎡（236 坪） 約 1.3 億円 (55 万円/坪)	公用地
計	約 2 億 7900 万円	約 2 億 2440 万円	8635 万円

5　所見

文化財古民家の詳細調査の所見を述べる。

本古民家は、江戸時代後期、尾張、三河地方に見られる代表的架構である鳥居建て構造を持つ貴重な民家建築である。一方、長年の雨漏り、蟻害による腐食が進み構造部材全体としての健全性は大変低い状態である。愛知県を代表する民家形式を持つ建物ではあるが、損傷状態から見て保存することは困難である。

県内における代表的な民家形式を後世に残すためには、鳥居建て構造及び接続する部分の活かし取りを行い、その他の構造架構を新材とした建物を建設することが望ましいと考える。

参考文献８

愛知県文化財保存活用大綱

２０２０年９月

愛　　知　　県

４　未指定文化財等の保存と活用

現状の文化財保護行政では、国、県又は市町村により指定、登録等の措置が執られた文化財が保護の対象となっているが、それ以外にも保存と活用を図るべき歴史的な所産も少なくない。

⑴　未指定文化財の把握と評価

指定等となりえるような価値があっても、調査が行われていないことから存在自体が知られていない、既知であっても、評価が定まらない、あるいは旧来の価値判断から評価が低く抑えられている、情報の不足等から滅失等として扱われているなどの理由で、保護の対象外となっている文化財も少なくないと考えられる。県、市町村の文化財保護部局としては、こうした文化財の把握と評価の再検証に努めるとともに、指定等の措置を執る必要がある。

⑵　未指定文化財の保護措置の拡大

未指定文化財の中には、従来の指定類別では捉えにくく、保護の対象となっていないものも多く存在する。このような文化財を幅広く把握し、分野の枠を超えて総合的、一体的に保護するためには、文化財を取り巻く環境も含めて保存・活用していくことが求められる。

特に、本県の歴史や文化を有機的に理解するためには、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一(近縁)種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護を図るなど、新たな枠組も検討する必要がある。

⑶　その他の歴史文化的所産

生活文化や大衆娯楽、地域の名産品や郷土料理、地場産業、地域の名所・旧跡といった歴史文化的所産は、その伝来を含め、多様な形態を有している。これらは、「文化財」としての評価を定めることが難しいこと、また、保護のために、時により「規制」を伴うため、行政の指定・登録制度の対象とされてこなかった経緯がある。しかしながら、こういった歴史文化的所産についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであり、将来に向けて保存と活用が図られるべき存在といえる。
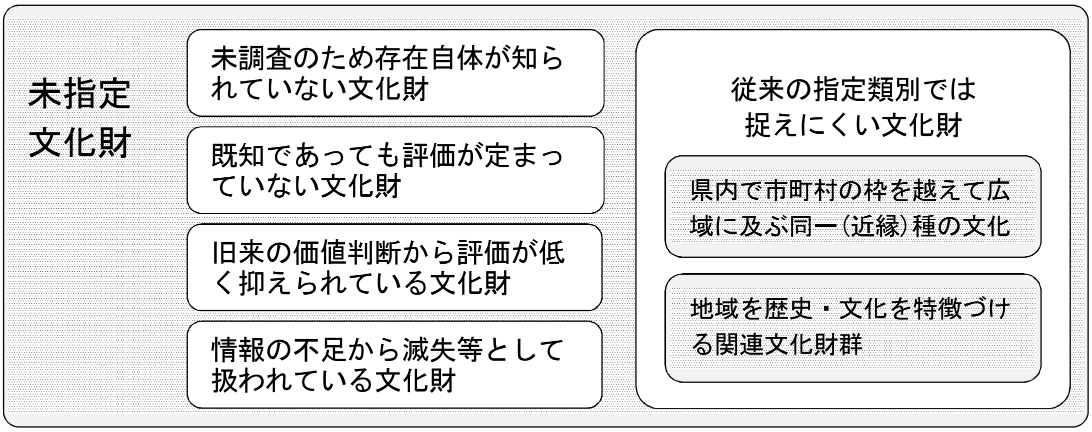
未指定文化財の位置付け